

平成30年度 一般入学志願者心得

石川県立門前高等学校
〒927-2193 石川県輪島市門前町広岡5の3
tel 0768-42-1161 fax 0768-42-0009
<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~monzeh/>

1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ(4)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 平成30年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

- (1) 対象学科 普通科
- (2) 第1学年 80名(普通コース40名、キャリアコース40名)
(ただし、一般入学募集定員は、上記定員から連携型入学合格内定者数及び推薦入学合格内定者数を減じた数)

3 出願手続等

- (1) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長を経由して本校校長に提出する。なお、貼付する写真は、3箇月以内に撮影したものを使用し(縦4cm×横3cm)、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。
- (2) 入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。なお、郵送による出願を希望する者は簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒(82円切手貼付)を同封し、期間内に必着で出願する。
- (3) 県外からの出願者及び1の(3)の学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者は、入学願書に石川県教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

4 出願及び志願変更等の期間

- (1) 入学願書の受付期間 平成30年2月15日(木)から2月20日(火)まで
- (2) 志願者数公表 平成30年2月20日(火)午後3時30分
- (3) 志願変更(入学願書の取り下げ、変更出願)

平成30年2月23日(金)～2月27日(火)まで

※(1)及び(3)の受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし土曜日及び日曜日は受付をしない。また、2月20日(火)及び2月27日(火)の受付については午前9時から午後3時までとする。

5 学力検査

- (1) 学力検査は、平成30年3月6日（火）及び7日（水）の両日、志願者全員について本校で行う。
- (2) 学力検査1日目は、国語、理科及び外国語（英語（「聞くことの検査」も含む。））の3教科、2日目は社会、数学及び面接を実施し、次の日程により行う。なお、各教科100点満点で傾斜配点を行わない。

学力検査1日目

3月6日 (火)	9:00~9:50 国語	10:10~11:00 理科	11:20~12:10 英語
-------------	-----------------	-------------------	-------------------

学力検査2日目

3月7日 (水)	9:00~9:50 社会	10:10~11:00 数学	11:50~ 面接
-------------	-----------------	-------------------	--------------

※受付時間は、1日目・2日目とも 8:00~8:30とする。

※下敷及び分度器の使用は認めない。また、電卓や辞書機能等のついた時計あるいは携帯電話等の持込を禁止する。

6 合格者の発表

平成30年3月14日（水）正午、本校正面玄関で受検番号の掲示をもって行い、この掲示で本人への通知にかえる。電話による問い合わせには応じない。

7 その他

- (1) 県外および帰国生徒ならびに外国人生徒の出願、また、学力検査における特別な配慮を必要とする者は事前に本校に問い合わせしておくこと。
- (2) 中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に出身中学校名と志願者氏名を記載する。
- (3) 必ず内履きを持参し、生徒玄関で履きかえて下さい。
- (4) 学力検査2日目の学力検査終了後、約30分休憩してから面接を行います。念のために昼食を持ってきて下さい。校内で購入することはできません。